

この程度のものをつくつてやる必要があるのじやないか、こういうような結論になつたやに承つております。その席上のごときは、堀さんが伝えられるような、世上に伝わつておつたようなそういう法律でなくて非常にけつこうだ、こういう法律ができれば非常に困つておる中小企業は、かえつて一つの安定感をつくつて行つて、結局私たちが方にもそれが利益を多くもたらして来るのじやないか、こういうような御意見も積極的に開陳されたほどでございまして、山手さんが御心配になつておるようなことは、実際の運用面においてはないじやないか、こういうふうに私は考へております。なお詳しい数字の点とか、あるいはどういふふうにして組合をつくつて行つて、そういうふうないわゆる大企業と中小企業との間に起る摩擦をなくして行くかについては、その実際の御に当ります政府側から御説明させます。

○山手委員 今の問題について、織政課長の方からもひとつ願います。

○秋山説明員 織維局織政課長の秋山であります。御指名によりまして、ただいまの問題についてのお答えを申し上げます。大体これは提案者であられます南委員からお答えがあつた通りであります。この問題は、本質的には専業者と兼業者の対立的な衝突はあり得べきはすのではありませんというふうな考へております。ただそれが現在の経済情勢下において非常に全体の生産なりあるいは輸出なりのわくが小さくなつてゐるという点のために、当面多少の摩擦ということが考えられるわけでありまして、この点につきましては、今後とも執行の上におきまして、ま

たアウト・サイダーに対する命令等の発動の場合におきまして十分考慮いたしまして、できるだけ摩擦を起さぬ方法で法律の目的達成に努めるべきであらうと考へております。

○山手委員 提案者の方はきかれて業親的な御説明をされ、織政課長も大体においてそうであるが、当面の問題としては相当深刻な問題を起すかもしれないというお話をされましたが、私は問題が起すと思う。こういう法律が起す問題と、絶えず専業者と兼業者との間に大きな問題を起す。今提案者の方で、この二十七条は実際には適用するところまでは行かないであらう、またこういう法律が背後にあつて威力になるであらうというお話がありました。この中小企業者の方の立場からいいますと、そんなにお上品に言つておられる段階ではない。方々で機をとめて、仕事を休むというふうな事態が起してありますから、そうお上品に言つてゐる段階ではない。それだからもうどこへでも食いついて行くという心境にすぎなつて来る。そうすると今輸出の大部分を担当してゐる兼業者を羨望の的にして追つて行つて行く。そこに必ず争いが起きますので、そう業親的なことは申しておれないと私は思ふ。そういうことは輸出産業界に非常に大きな部分を占めておられます綿布の輸出にまたいふ／＼な影響を及ぼして来る。日本の製品で海外に商標が通つていて、非常に海外で信用のある商標のものを、伝統のある会社が自分の工場で丹念に精密にこの仕事をやつて多年海外に築いて来た信用を守ろうとする。ところがそこへ中小企業者が五台、十台、二十台という機械を持つてゐる何

百人という人が押しかけて行つて、おれの方に仕事を渡せということになつて、製品は必ずしも良質なものではないというふうな事態が起きて来たり、あるいはそのために／＼支障が起きて来て、日本の織維産業の今までの信用をこれ以上維持して行き、あるいは輸出貿易をさらに推し進めて行く上において、重大な支障が起るかもしれないという気がいたします。この点についてもう一度織政課長からはつきりした御説明を願ひたいと思ひます。

○秋山説明員 私の前回の回答がやや不十分であつたかと思ひますが、ただいま当面の摩擦というところを深刻なというふうな表現せられましたが、私はそういうふうな申し上げたつもりはないのでございまして、多少の摩擦という表現をいたしたのでございまして、この問題につきましてはすでに紡績業者と織布業者との間に数回話し合ひが行われておりますし、また私どもにもそれぞれの意見は通ぜられておりまして、両者の実情は大体承知してゐるつもりでございまして、これははなはだ不幸なことではあります。よしんばアウト・サイダーに対する命令が一方が一発動されたといつたとしても、それで織布業者の言ひ分がその通りに発動されるかいはなはた、そのときの情勢によるわけでありまして、決して玉突きのように正確に反射される性格のものとは私どもも考へておりません。諸般の情勢を十分考慮に入れて、適切な働きかけなり、最終的には命令なりを出すべきものだと思つておる次第であります。一方的に織布業者のみの利益を考慮して、紡績業者の利益を全部無視するといふことは、われ／＼の立場と

してな／＼できにくいと考へております。これはそのときの情勢によつて具体的な問題について考えませんと、今仮定の問題としてどういふ態度をとるかというところは、ちよつと私としては申し上げかねます。その点は御了承を願ひたいと存じます。

○山手委員 この法案の第十六条の調整規程の認可の問題であります。今御説明にもありましたが、そのときの情勢によるというきつめて弾力性のある当局の考へであります。第十六条の第二項の一号に「当該業種に係る産業における危機を打開するための必要且つ最小限度の範囲をこえる」云々といふことが一応この基準としてあげられておるものであります。この組合が生産設備の制限あるいは出荷数量、生産数重の制限などを具体的に発動する場合、そういう非常に重大な事態、あるいは重大な影響を及ぼすおそれがある場合はどういふ場合であるか。これは提案者と織維局の方から御説明をお願いいたします。

ては不当に差等をつけて小さいものをいじめるとかあるいは大きいものをいじめるとかいふようなことのないようにして、調整規定を発動しなければならぬ。十六条の規定の趣旨はそこにあるのであります。実際に具体的に調整規程ができました際に、その調整規程の具体的事項に従つて判断をし、大臣が公正取引委員会と十分に協議をして認可して行く、こういうことになつて行くと思ふのであります。なお実際にはどういふ形でやるか、やりますことは、まだ組合もできておりませんし、またどの程度に内地の市況あるいは輸出の市況が悪くなるかといふことは、私たち様子がわかつておりませんので、政府当局の方から説明いたさせます。

○秋山説明員 あらためてつけ加えて申し上げるほどのことはいくらも研究がまだできていないのであります。ただいま南委員から御答弁がありました通り、おそろく将来業種により時期によりいろいろのケースが起つて来ると思ふのであります。前のお答えを繰返すようであります。私の紡績業者を織布業者の利害は根本的に対立しておるというふうには考へておりません。おそろくこれで輸出は相当伸びて来る、内需はふえて来るということになれば、両方が利益し、それは沈滞すれば両方とも衰えるのはやむを得ないと思ひます。その間にただ力の差あるいは業態の規模の差等によりましてでこぼこが生じて参ります。そういう意味でそれを利害の対立と考へますならば、織布業者の中にもそういう問題があるわけでありまして、また一概に紡績と申しまして、昔の十社と最近の新々紡と

いうようなところは、織布業者間の規模の差以上の差であります。従つてそれだけに非常に複雑であり、それらの関係において、さらに複雑であるという問題は、そのときの具体的な妥当性を求めるということより方法がないと現在のところは考えております。

○山手委員 提案者及び政府の方の今の御説明では、私どもは納得できないのです。立法者といつたしましてはこの法律の条文に書いてあることをどういふふうに当てはめるか、あるいは当てはめた場合にはどういふ影響があるかということをお明らかにしてやりますかと、私はとんでもないことになるであらうと考えます。そこで第十六条の認可をする場合というのはどういふ場合か、あるいは第二條の第二項の「その製品の需給が著しく均衡を失ひ、そのために当該産業に係る産業及びその関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞がある場合において」ということはどういふ事態をさすか、明らかにしておかなければいかぬ。ただ単に、そのときのケースに従つて判断をしなればいかぬ、そういう場合のためにあらかじめこういう規定をつくつておくのだという説明では、われ／＼はこの法案に賛成するわけには行かないのであります。そうすると現在の状況においてはどういふふうにするのだとか、あるいはどういふふうな状況になつた場合には第二條の第二項に該当するのか、私は具体的に御説明を願わなければいけないと思ひます。

○南委員 答えたいします。きわめて重要な御質問でございます。法文の体裁上、あまり具体的なことは書けなかつたので、抽象的になつております

が、私たちの考えでは、需給のバランスがくずれまして、供給過多になる、つまりコストを割るというふうな現象が相当長期にわたります、これを放置しておきましてはその産業自体の経営が困難になる、つまり倒産が相次いで行くというふうな場合に、業種指定をやつて調整組合をつくらせる。そして、それを放置しておきまして、ひいてはその業種だけが困るのではなくて、関連産業もあおりを食つて、またそれが非常に困つて行くというように考えられる場合、たとえて申し上げますならば、人絹業種が、今日福井や石川におきましては一匹の人絹織物が原料よりも安くつておるのが実情であります。そういうことが長く続くといいません、私どもは商売の常道として考えますが、そういうことを放置しておきましては、健全なる業者までもあおりを食つて行く。結局不当競争で、健全な分子までもそのあおりを食つて業界全体が非常に不健全な状態になつて行く、そうなるのであります。これに原料を供給しております化学繊維メーカーも貸しておいた金と化繊のメーカーも貸しておいた金とを要求しても、買ひ得る力がなくなつて、化繊メーカー自身も非常に大きな影響を受けて行く、こういうふうな場合に、調整組合をつくらして、そういう需給の調整をはかりたいというのが私どものねらいであります。できれば、第二條の第一項、第二項を――第一項は相当客観的になつておりますが、第二項におきましてつとて詳しく、今山手さんが疑問をお持ちになられたのであります、少くともある程度、

どういふ場合にこういうことが起きるのだ、どういふ場合に業種を指定して調整組合をつくらせるのだということをはば推定できるように明らかにしたい、こういうふうに考えております。

○山手委員 問題はそこあたりにあるもので、私は、中小企業庁の廃止をやつてみたら、金融措置に対して大蔵省や日銀がそつぽを向いておるのにもかかわらず、なぜこういう法律をつくるのか、そつちの方をなぜもう少し強力に提案者諸君もがんばらないのか、こういうことを一番初めに聞いておいたのであります。繊維製品がこの二月からコストを割つておりましたのは、必ずしも私はこの法律のねらつておるような事態によつてあつたことが起きるのではない。それは例の備蓄輸入あたりから来てる政府の一連の貿易政策、輸入政策、あるいは金融措置というふうなもの、必要以上にあつたものをそとから――企業体自体の責任ではなくて、金融措置あたりが非常にきつてくつに仕組まれておりましたために、業界全般が投げなればいかぬというふうな事態が起きた、そのために、金融措置や、いろいろ／＼をあれと押しするような中小企業庁というものの存在をもう少し強化をし、あるいは措置を強化して行くというふうな手が打たれてもおかつたというロスがある、穴があるということ、中小企業が困るというふうなものであります。これは大企業も中小企業もひつくるめて縮小再生産へ追い込む結果になるある意味においては悪法だ、しかし中小企業は背に腹はかえられぬということ、この法律をおつくりになるこ

とは、私はさき言つたように何ら異議はなく、大賛成でありますけれども、輸出の面から見るとこれはいろいろ／＼な問題がある。これは単に抽象的な適用の場合の説明がこの法案には書いてあるのではありませんが、中小企業の立場のみならず、国民経済全般からこの法律を再検討しておかなければ国会としてはいかぬのじやないかという気がいたします。その点について、提案者なり企業局長、それから貿易関係の方からも少し所見を承りたいと思ひます。

○南委員 答えたいします。御質問の通り私はこの法律が万全であるとは考えておりませんが、中小企業安定のための一助になると私は考えておるわけでありまして、なぜこういう法律がいくらかと申しますと、山手さんも御承知のとおり日本の中小企業と申しますのは、世界の産業構造と違つて非常に数が多いのであります。しかもそれが大企業と比較いたしますと、調査とかいふようなことを十分にやれぬような状態にあります。だから少しその事業をやつてもうかきまうと、それを見たら減亡の淵に自分自身が歩いて行く、こういうのが日本の中小企業の実態の状態であります。大企業になつて参りますと、相当資本がかりますし、なおその上に世界経済に対する状況、あるいは内地の商品市況に対する調査機構というものはそれ／＼十分行き届いてはおりますが、中小企業になつて参りますと、経営者の勘で動いておるというのが実情であります。従つてこの法律で中小企業の安定が十分に尽し得るのだ、それはどういふべれた考えを持つておらぬのであります、今の日本

の中小企業の実態から申しますならば、この程度の同結を認めさせてやつて、大企業の持つておるよき面を均等させてやつてもよいのじやないか、その意味におきまして、非常にシグイアに働いておきます事業者団体法なり独禁法の除外例を与えてやるのが至当ではないかと考えまして、この法律を立案したような次第であります。

○石原(武)政府委員 答えを申し上げます。私はこの法案に直接の関係はないのでございますが、一応今の御質問に対してお答え申します。ただいま南委員からもお話がございましたように、中小企業につきましては、中小企業の現状から見ましてある程度保護助長は当然必要であり、そのために大企業と違つた意味の措置が考えられることはこれまた必要かと思ひます。従ひまして、中小企業の立場からいひまして、かように、この法律にございませうな調整措置を講ずることは必要であると考えます。ただ調整措置が適切であるかどうかという点は、運用のいかにかかることでありまして、運用はもとより慎重を期さなければならぬと思ひますが、かような調整措置はもろ／＼認めてしまふべきではないかと思ひます。ただ、それが一般的にアウト・サイダーに及びまして、たとえば今お話がございましたように輸出面に悪い影響が現われやしないか、あるいは調整措置は主として生産者の立場から考えられがちでございますので、それに対応いたします消費者の利益の問題も常に考えなければならぬ。また大きく申し上げますれば国民経済上はたしてそれが最も合理性があるかどうかということとは常に検討しなければなら

ぬ点でありまして、このような意味で、アウト・サイダーにさような調整措置を講ずる場合が最も問題があらうかと思ひますが、この法案におきましても、中小企業の調整組合が調整規程をつくり出す場合には、当該産業における危機を打開するというもので、主として当該産業の維持安定のために調整措置が講ぜられるようになっておりますが、二十七条では必ずしも当該産業に限らず、その関連産業における存立に重大なる悪影響があるときという事になつておりました、さらに広く国民経済上さような調整措置を一般にとることが必要だと思はれる趣旨から、アウト・サイダーに対する勧告なり命令が出し得るような規定の趣旨に私は考えております。かような観点からながめますれば、これまたかような規定が必要な場合もあるいはあり得るのではないかと、もちろん運用のいかんにもよりますが、運用の適正を得ますならば、これもまた国民経済上、現在の日本経済状況では必要な規定ではないかというふうに考えております。

○山手委員 そこで承つておきたいと思うのでありますが、附則で、この法律は昭和二十九年三月三十一日まで効力を有するということになつておつて、きつめて短期間だけをねらつておられる。さつきも将来い／＼なケースが出るというふうなお話がありました。が、一、二年だけの期間を目標としておられる。これはまたどういう意味か私どもには了解がつかないものであります。ほんとうに中小企業のために恒久的な安定法をつくるということであるならば、こういう附則で施行期限を切るといふふうなことは私はどうも了解がで

きない。これはどういふことなのですか。

○南委員 お答えいたします。中小企業者に対しては、中小企業等協同組合法で中小企業の団結をはかつて、積極的に事業をさせて、大企業の持つてゐる利益を均等させるようにするといふのが、今までの政府の考え方でありまして、御承知のように、戦争前におきましては、日本経済が持つてゐる特性から、重要物資同業組合法あるいは各種工業組合法あるいは商業組合法とか、貿易組合法とか、ちやうど私たちが今考えておりますような法律があつたのであります。ところが山手さんも御承知の通り、戦争に負けて以来、独禁法あるいは事業者団体法という法律ができまして、組合の結成につきまして、非常に制肘を受けておりました。ちやうど日本の経済自立が進むにつれて、日本の持つてゐる産業形態の必然性から、独禁法なりあるいは事業者団体法が直されて、このような構想が中小企業等協同組合法の中に盛り込まれて行く、かように私は信じておりますが、現実の事態におきましては、不幸にしてそうなつておらぬものですから、各産業における不況を一時切り抜けるために、独禁法に穴を明ける、こういう意味合いにおいて、短期間の臨時立法を考えたような次第であります。

○山手委員 それはこゝろにわづか一年や二年を区切つた理由にはなぬと私は思ふ。やはりほんとうに中小企業の安定法たらしめようとするならば、もつと腰をすえた法律であるべきであらうと思ひます。

とこでこの法律の適用を受けるもの、いわゆる中小企業者とは、常時従業員三百人以下の事業者を言うといふことになつておりますが、私はこれあたりにもい／＼問題があるであらうと思ひます。というのは、その仕事の性質によつては、人はい／＼違ふのであります。資本金とかあるいは設備の実態とかいふものを取入れないといふと、中小企業者の定義がきつてあやふやになつて来るのではないと思はれるのであります。化学繊維などにおきましては、人は少くても、実態は非常に大きなものがあります。資本金がななかが受けるということになつて、従来の資本、施設あるいはい／＼な設備が遊休設備になるというふうなことになる、これは損害を具体的に受けます。その場合にこの安定法によつて生産制限による損失を受けた組合員あるいはアウト・サイダーというふうなものにはどういふ補償をするのか、あるいはどういふ救済があるのか、その点を御説明願ひます。

○南委員 お答えいたします。そういう場合には、この法律では、救済と申しますか、補償はないのであります。間接的に業界が安定して、今まで損をしておつたものがカバーできるといふことで満足していただくといふことであります。もちろん、この種立法は、この法案だけでなく、他にもあるものであります。今の状態ではそういう場合に一々補償するといふようなことはちよつと困難かと思つております。

○山手委員 これは公取の方にお伺ひしておきたいのであります。独禁法の適用を排除したたり、いろ

の調整組合へ入つて行くことは一向さしつかえないのであります。その際において調整組合に入つて、お互ひに業界の安定に協力される面においては拒否しておらぬのであります。そこら辺に独禁法あるいは事業者団体法の例外になつてゐるこの法律のみがあるものであります。そうお考えおき願ひたいと思ふのであります。

○山手委員 こまかいことはあとまわしにいたしますが、この法律によりまして独禁法なんかの一部適用が除外されるわけでありまして、この生産制限なんかをこの組合によつて関連産業そのほか受けるということになつて、従来の資本、施設あるいはい／＼な設備が遊休設備になるというふうなことになる、これは損害を具体的に受けます。その場合にこの安定法によつて生産制限による損失を受けた組合員あるいはアウト・サイダーというふうなものにはどういふ補償をするのか、あるいはどういふ救済があるのか、その点を御説明願ひます。

○南委員 お答えいたします。特別に意図があつたわけではないのであります。最初御質問に答えましたように、中小企業等協同組合法で、常時三百人未満の使用人を使つてゐるものを中小企業といふことに一応なつておるのであります。そこでその組合法と歩調を一にしてやつたにすぎないのであります。お言葉の通り、人間は少くとも資本の非常に大きなものもございまして、資本が少くとも案外人間がたぐさいるものがあるものであります。しかし一応中小企業と申しますものは、常時三百人未満の人を使つてゐるんだ。しかしながら調整組合をつくる際におきましては、そういう人間が三分の二以上あつて、一年間の生産実績が半分以上あれば、大きな人たちもそ

い／＼という法律の措置によつて新しいという生産制限による損失などという事態が起きた場合に、すでにそれが政府によつて合法的に許可され、投下資本が莫大であるようなものが動かなくなるといふ状態になつてしまふことについては、公取あたりはどういふふうにお考えになつてゐるか、公取の方から御説明を願ひます。

○丸山説明員 お答えいたします。損失補償の問題につきましては、これは独占禁止法の問題とは直接関係のない問題でございまして、私どもといたしましては、この点についてはお答えいたしかねるのであります。

○山手委員 この問題は私はあとからもう少し法制局の方の意見も聞いて調べてみようと思つておりますし、時間もないのであまり詳しい話はいたしません。第二の第一項による別表にありますが、一から五までの業種の指定があります。私は別表によつて法律が直接指定業種を決定してゐるといふことは一つの進歩であらうと思ひますが、陶磁器などというものは、ひもやマツチ、ゴムの製造業などの関係からいたしまして当然この中に加えなければい／＼かぬ。ほかにもい／＼あるだらうと思ふのであります。これは実際にはどういふ基準でおきめになつたのか。また五の「ゴム製品製造業で政令で定めるもの」といふのはどういふものであるか。あるいは一の場合、二の場合にも「政令で定めるもの」といふふうなことが書いてありますが、これは具体的にどういふことであるか御説明願ひます。

○南委員 お答えいたします。御質問

の通りこれは客観的標準だけできめて業種を拾つて行くのだと非常に簡単にあつたのでありますが、相当コストを割るような市況が生じ、かつまたそれが当分回復の見込みのないというような場合においてのみこういう業種の指定が法律で行われるということに考えておりましたために、陶磁器についてもおつたのであります。ただ陶磁器にはいろいろ種類がある。輸出もあれば国内だけのものもありますし、それらのものについて実際に現在どうなつてゐるのか、まだいろいろ調査しなければならぬ点があるという話であつたものでありますから、その調査が完了いたしまして、実質上この法案の二条の規定の各号を充足するような調査ができましたならば、ぜひとも別表に掲げた業種であると私は考えております。

なお政令と申しますのは、絹、人絹糸をもつて織物を製造すると申しても非常に範囲が広いのでありまして、今山手さんが御質問になりましたように、輸出の場合にはどうなるのか、内地の小幅の場合にはどうなるのかといひまして、そう簡単にいわゆる産業小分類の業種指定というようになつては参りかねたものでありますから、政令でそういう面の摩擦を除いて、的確にこの法の目的としているような業種を救うように調整組合をつくつて行きたい、このように考えまして、政令でもう一べんしばつていただくというように考えた次第であります。

を真に安定させようと思えば、やはり金融措置が一番先である。それからいろいろそのめんどうを見て行く機関の整備をもつて行かなければいかぬ。もちろんこういう法律もつけようでありまして、そういう根本になるものはいかゞやんとして、政府は単なる口頭だけでやつておつて、枝葉末節的なものにのみ力こぶを入れてお茶を濁す。しかもこれは一年か二年の短期間の法律ということになると、世評にいわゆる選挙対策法だということ言われる可能性が多分にあるのであります。ほんとうに自由党の諸君が中小企業を心配し、安定させてやろうとおつしやるのであるならば、現在の状態においてできることをまず徹底的におやろをお願いしたい、こういう気がいたします。ことにこの法律は輸出産業の關係において将来非常な問題が起る可能性をあると思う。日本の過剰人口をささえて行きますには、どうしても輸出産業を振興して行かなければいかぬ。それが中小企業の安定ということと矛盾するものであつてはならないのであります。中小企業の現在の窮況だけ引下げて行くというものであるならば、これはたいへんな不幸であると思ふ。中小企業を堅実な輸出産業としても立つて行けるような、大企業に伍して太刀打ちできるような大きな実力の産業にまで仕上げて行くか、輸出産業が政策でなければいかぬ。輸出産業なんか非常にばなしよくやつておるから、それを引下げて中小企業の面まで押し下げて行くという政策は、これは縮小再生産の政策である。これには反対をしなければいかぬ。中小企業を

安定させる方法は、今の大企業にも劣らないような実質的に強力な中小企業に仕上げて行くという政策でなければいかぬ。それは大企業の割前をもちろという考え方なしに、大企業の中に中小企業が食い込んで行くという政策でなければいかぬ。私はそういう面においてこの法律には多分の疑問もありまして、あります。とにかく中小企業を大いに育成強化して行くという建前からは毫も反対をするものではありません。こまかいことについてはまた次会に御質問したいと思ひます。

○高木委員代理 加藤君。

○加藤委員 時間もありませんし、なお同僚今澄委員からいろいろ質問することになつておりますので、私はきわめて簡単に二、三の点について質問したいと思ひます。

今山手委員からいろいろ点について御質問になりましたが、私も山手委員の質問に対してはことごとく同感でございます。この法案の提案者としては、要するに中小企業の救済策は、独占禁止法あるいは事業者団体法の適用が大幅に緩和されなければ救われなない、しかしそれが今日の段階においてできないからこういうもので間に合せたというお話でございますが、その独占禁止法を、なお中小企業者を救うために、日本が独立した現段階において、中小企業者に限つて大幅に適用を除外することはできないか。

○高木委員代理 退席、委員長着席。

この根本の問題について本日は十分お伺いしたいと思ひましたが、公取委員長が来ておられないようでありますので、あまり論じないことにいたさなけ

ればなりません。この法律の趣旨が、要するに特定の業種に限つて特にその企業がいろいろ面において危機に直面している場合に、生産の数量、もしくは出荷の数量を制限するということだけにどまつておりますが、一体その数量の制限、生産の制限ということだけで中小企業の危機が救われるかどうかという問題でございます。私は決して救われなないと思ふ。もちろん場合によつてはそういうこともなしければならない問題であります。それによつて救われるという考えをもし提案者がお持ちになつたならば、これは大きな間違いであると思ふのであります。それだけのためにこんなきょうぎやうしい法律をつくられた提案者の意図を疑ふものでございます。先ほど提案者は、もちろんこれで満足できないとおつしやいましたが、しかしどこまでその努力をせられたかという誠意を私も疑わざるを得ない。その点についての提案者の信念をまず最初にお伺いしたいと思ひます。

○南委員 先ほど山手委員の御質問にお答え申し上げましたように、私はこの法律で中小企業の安定が万全の措置であるというように決して考えておりません。中小企業安定のための一つの手段として考えたような次第であります。金融問題につきましても先ほど山手さんにもお話し申し上げましたように、もつと積極的に中小企業のめんどうを見るように今までも努力して参つたつもりであります。今後努力して行くつもりであります。政府の預金を中小企業の方にまわるように預託させたりするののも一つの方法であります。何を申しましてもやつてゐる中小

企業そのものが安定せずに、いつも損をしてゐるような状態では、どれほど努力いたしても私はなかなか金融ベースに乗らぬと思ひます。従つてほんとうに中小企業が安定して参るような措置をとつて行きますならば、政府の努力しておりますのも相当効果を上げて行くのではないかと。そういうためにもこの法案は相当役に立つのではないかと。いふうに考えております。機構の問題につきましては先ほど山手さんにお返事申し上げましたと同じ考えを持つておりますことを繰返して答弁にかゝる次第であります。

○加藤委員 中小企業の危機というものは今日全面的にあるわけでございます。特殊なものに限つてあるわけでもありません。従つて少くともこれが中小企業等協同組合法の改正によつて、もし提案者がおつしやるように非常な制限を受けておつしやると、中小企業者全体を救うために中小企業等協同組合法の改正によつて行ふべきではないかと考えるわけですが、その点それができなかった理由についてお伺いいたしたい。

○南委員 先ほど山手さんからの御質問の中にもお答えいたしましたように、私は将来はこういう臨時立法が中小企業等協同組合法の中に取入れられて行くものとたく信じております。しかし現在の状態におきましては加藤さんもおつしやられるように、そう簡単にいきかねるのを見受けられませんでしたので、とにかく中小企業安定のために、一つは事業者団体法なり独禁法の例外をつくるために、こゝういふ法律をつくつたというようにお返事申し上げたのであります。

○加藤(鐵)委員 私は先ほど来こうした努力をいかにせられたかということについてお伺いされているわけでありますが、その点については全然触れられておりません。ただ見受けられたというようにお話を言っておられますが、私はその点を先ほどから繰返して質問しているわけでありまして、その点についてお答えを願いたいと思ひます。

それから第十五条の事業目的の中の問題ですが、今申し上げました通り要するに生産の制限だけを行うということとでございしますが、しかし生産の制限をしただけでは目的をほとんど達成することができないと思ひます。同時に価格の問題にも触れなければならぬ。生産の制限をいたしても、ストツクが相当できてからします場合は、恐慌のために相当深刻な事態に陥つた場合でございしますので、この際相当なストツクがあることにならうと思ひますが、そのコストを切つて投げ売りをするということになれば、そのことだけで多くの業者が破滅の状態に陥るといふことは当然考えられる。なぜ価格の点に触れられておらないかという点でございします。

○南委員 努力の点につきましては提案者の一人といたしまして、一生懸命に今までも中小企業のために尽して参つたわけでありまして、その程度しか申し上げられないのであります。

なおこの組合の事業の中に、生産制限だけでなく価格の協定という御質問であります。指定業種によりまして、必ずしも価格協定の必要でないものもあつたのでありますから、価格の協定と申しますことをとつておつたよ

うなわけでありまして、考え方によつて価格の協定が必要な場合には、またそういうときに法律を改正して、その組合の事業の中に加えて行つてもいいんじゃないかと私は考へております。しかし現段階におきましては、まだ価格を協定して行くというところまでやらなくとも、生産設備の制限というところで目的を達し得るのではないかと考えた次第であります。

○加藤(鐵)委員 提案者は長い間中小企業のために努力して来たとおつしやいますが、努力せられたとおつしやならば、現在の中小企業の状態はよく御承知のことと思ひます。価格の点に触れないで業者を救ひ、共同の利益を守るといふことはどうしてできません。生産の数量を制限しただけでこの法文の表題のごとく安定するというところは絶対不可能です。価格の問題は先ほど私が申しました通り、こうした生産の制限をしなればならないような状態におきましては、当然コストを切り下げて投げ売りするというような事態が起つて来る。それを防止しないこの目的を達するというようなことはとうてい不可能なんです。

〔委員長退席、多武良委員長代理着席〕

提案者はその必要が起つて来たならば、法律の改正をするとおつしやいしましたが、現在その必要が起つて来ております。あなたの認定では必要がないとおつしやるかも知れませんが、それだつたらあなたは非常な認識不足で、中小企業者の危機云々を論ずる資格がありません。この委員会においてその点をあらためて認識してもらいたい。その場合に価格の問題をこの中に盛り込む意

思があるかどうかということをもういべん承ります。

○南委員 価格の協定は中小企業等協同組合法ではできないのであります。それはいわゆる組合員だけで価格を守つて行く、そういう行き方でありまして、この組合は、御承知の通り全国的になりまして、場合によつては二十七条のように一種の強権を発動する統制状態にもなり得るのであります。そういう場合に、この組合に価格の協定をさすとおつしやすることを事業の中に入れて参りますことは、一種の価格公定といふことにもなりまして、現在の段階においては、非常にむづかしいのではなから、私はこういうふうにか考へたから、価格協定と申しますものをこの組合の事業の中に入れてなかつたわけでございます。

○加藤(鐵)委員 現在の協同組合法で価格の協定ができるとおつしやいますならば、その範囲においては数量のいわゆる生産制限の協定もできるわけですから、現在の協同組合法では罰則がないから、いわゆる強制力がないから、実際に必要な場合に価格の協定ができないということになるわけですね。おそれる数量の制限についても、そういう観点から、こういう罰則を設けて法律をつくられたものであると思ふ。現在の協同組合法にそういう強制力を持つところの規定が何かありますか。

○南委員 中小企業等協同組合法には、従わない場合には過怠金というような程度で、それがこの組合法のよう強制力を持つておるとは考へておりません。ただ組合員の申合せによつて、価格の協定をするという程度であるかと、私考へております。

○加藤(鐵)委員 その程度ではいけなから、こういう法律をつくられたのだと思ふのです。だから私は、同時に価格の協定までこの法律の事業目的の中に入れるべきだということを主張しておるわけなんです。あなたにお尋ねしておるのはその点なんです。それができない理由がおそらくあると思ひます。それをもういべんおつしやつていただきます。

○南委員 現在の段階におきましては、私は、価格の協定まで行く必要はなく、生産設備の制限あるいは出荷数量の制限、そういうようなことで、間接的に価格の安定をはかつて行くといふことではないんじやないか、こういうふうにか考へて、組合の事業をそういうふうに限定したのであります。

○加藤(鐵)委員 提案者の認識がその程度ならば、この問題はそれくらいにして次に移ります。

先ほど来、山手委員も問題にされまして、いわゆる中小企業業者は、資金の面において非常に制約を受けておる。ことに一たび恐慌に襲われた場合には、中小企業業者は、金融の面においてまったくたふさぐところがないので、非常な苦境に陥るわけでありまして、それを救う道は、私は協同組合が共同販売をやる以外にはないと思ふ。すなわち共同販売を実際にやつておられますならば、ストツク融資等の道も開けるのであります。現在のように、価格の協定も実際にはできない。また共同販売も、やれることにはなつておりますけれども、組合自体が強制力を持つておらないためにやれない。その面において何ら金融機関の力を借りることができない。こういう事態になるわけであ

ります。従つて私は、中小企業が一旦不況に見舞われた場合に、一番威力を発揮するものは共同販売だと思ひます。そういう点については、提案者は全然考へておられないかどうか、伺いたい。

○南委員 お答えいたします。共同販売、共同購入というふうなことは、何と申しましたも、組合を組織しておるその組合員相互の間の申合せで行くべきものであつて、これをアウト・サイダーにまで及ぼして行くというふうなことは、こういう組合には私は不適当でないかと思つております。

○加藤(鐵)委員 もちろんこういう組合の行き方としては、それはそのまゝではできないでございしますが、私は根本の問題として、中小企業業者の危急を救う方法について論じておるのであります。いわゆる生産の制限といふことだけでは、ほとんど目的を達成するわけに行かないという点を論じておるわけですが、その点について提案者の見解が違ひますならば、この問題を追究しておつてもしかたありませんが、今提案者は、なるべく自主的な統制で行くべきだといふことをおつしやいたしました。自主的な統制ができないから、きつめて限られた範囲において、こういうものを考へられたわけだろふと思ひます。従つて自由主義経済だといふことが、根本のあなたの方の考えだいたしますならば、先ほど山手君の言われたように、その考えが根本的に間違つておつたといふことを、今日明白されたと同様でございします。従つてそういう考えを、根本的にあなたの方では正されなければ、中小企業業者の問題は解決しない。わずかな生産の数量の制限というふうなことをやりますた

めに、こうしたきよう／＼しい法律をつくつて、一時を糊塗しよう、中小企業者の微心を買おうというような考えでありましたならば、根本的に間違つておるといふことを申し上げておきます。

それから二十九条の検査制度の問題ですが、通産省の職員が、組合の事業所もしくは事務所に立ち入つて、いろいろな検査をすることができるようになつております。これは組合の事業所もしくは事務所だけであつて、業者個人の営業所に入つて検査するということではないのです。

○南委員 それは、調整組合に入つておりますが、組合であります場合には、その組合に参りますし、調整組合に入つておりますものが個人の場合には、やはり営業所に入つて行けると私は考へております。「若し個人または組合をさしておきます」。

○加藤（鐵）委員 生産制限をした場合に起つて来る業者の救済については、山手委員から御質問になりましたが、この場合に一番大きな問題は、従業員の問題でございます。この問題についての救済方法は、通産省が考へべきではないというふうにおつしやるかもしれませんが、通産省の所管でなくとも、この点についての考へがなかつたならば、重大な問題が発生して来ると思ひますが、この問題については、どういふ考へを持っておられるか、これは政府と両方にお伺いします。

○南委員 お答えいたします。それは生産制限などをいたします際には、従業員のいわゆる失職というようなことは、これは起ると思ひます。しかしその場合においても、労働基準法その他

の適用を受けまして、この法律のために特別に労働者の利益をそこなうというようなことはないと思ひます。

○石原（武）政府委員 私からお答えするのは適當でないかもしれませんが、ほかの担当者がおられますから私から答へさせていただきますが、生産制限の關係からいたしまして、おのずから就業者の人数が減つて来るということに事實でございまして、現にやつております紡績操短その他によつて、さうな事実も生じておるようでございます。それに対しましてどうするかという問題でございますが、これは根本的には失業対策と申しますか、労働対策というふうなことで解決する以外にないと思ひます。さういふ状況下におきまして、もしこれを放置いたしておきますれば、さらにその業界の安定が害されまして、むしろ第一に賃金の不払いでありますとか、あるいはそれが積つてだん／＼解雇というふうなことに進みますわけで、かような安定措置を講じます方が、大局的に見てはさういふ犠牲は少いだろうというふうに考へております。従いまして、かような措置をとることによつて失業問題が特に激化するとは考へませんが、もしかような状況が相当継続的に操短を実施せざるを得ないというふうな状況になりますれば、お話をさういふ失業問題が生ずると思ひます。ただわれ／＼といひましては、かような操短というものをさういつまでも無制限に長くやることは原則として望ましくないもので、たとえば現在向うのやつておりますような操短にいたしまして、適當な機会に、だんだん業界の安定とともにかようなものを

の適用を受けまして、この法律のために特別に労働者の利益をそこなうというようなことはないと思ひます。

○石原（武）政府委員 私からお答えするのは適當でないかもしれませんが、ほかの担当者がおられますから私から答へさせていただきますが、生産制限の關係からいたしまして、おのずから就業者の人数が減つて来るということに事實でございまして、現にやつております紡績操短その他によつて、さうな事実も生じておるようでございます。それに対しましてどうするかという問題でございますが、これは根本的には失業対策と申しますか、労働対策というふうなことで解決する以外にないと思ひます。さういふ状況下におきまして、もしこれを放置いたしておきますれば、さらにその業界の安定が害されまして、むしろ第一に賃金の不払いでありますとか、あるいはそれが積つてだん／＼解雇というふうなことに進みますわけで、かような安定措置を講じます方が、大局的に見てはさういふ犠牲は少いだろうというふうに考へております。従いまして、かような措置をとることによつて失業問題が特に激化するとは考へませんが、もしかような状況が相当継続的に操短を実施せざるを得ないというふうな状況になりますれば、お話をさういふ失業問題が生ずると思ひます。ただわれ／＼といひましては、かような操短というものをさういつまでも無制限に長くやることは原則として望ましくないもので、たとえば現在向うのやつておりますような操短にいたしまして、適當な機会に、だんだん業界の安定とともにかようなものを

の適用を受けまして、この法律のために特別に労働者の利益をそこなうというようなことはないと思ひます。

○石原（武）政府委員 私からお答えするのは適當でないかもしれませんが、ほかの担当者がおられますから私から答へさせていただきますが、生産制限の關係からいたしまして、おのずから就業者の人数が減つて来るということに事實でございまして、現にやつております紡績操短その他によつて、さうな事実も生じておるようでございます。それに対しましてどうするかという問題でございますが、これは根本的には失業対策と申しますか、労働対策というふうなことで解決する以外にないと思ひます。さういふ状況下におきまして、もしこれを放置いたしておきますれば、さらにその業界の安定が害されまして、むしろ第一に賃金の不払いでありますとか、あるいはそれが積つてだん／＼解雇というふうなことに進みますわけで、かような安定措置を講じます方が、大局的に見てはさういふ犠牲は少いだろうというふうに考へております。従いまして、かような措置をとることによつて失業問題が特に激化するとは考へませんが、もしかような状況が相当継続的に操短を実施せざるを得ないというふうな状況になりますれば、お話をさういふ失業問題が生ずると思ひます。ただわれ／＼といひましては、かような操短というものをさういつまでも無制限に長くやることは原則として望ましくないもので、たとえば現在向うのやつておりますような操短にいたしまして、適當な機会に、だんだん業界の安定とともにかようなものを

の適用を受けまして、この法律のために特別に労働者の利益をそこなうというようなことはないと思ひます。

そう無制限に続けたくないということ考へておりますので、短期的にさういふ措置を進みます場合は、むしろかような措置をやるということによりまして業界の製品の価格が安定いたしますれば、その分だけある程度労働者の賃金を払つて行く、あるいはそれに必要な金融をつけるというふうなことは業界の安定によつてさらに一段とやりやすくなると思ひますので、さういふ意味におきましてはこの措置をするのが労働者に対する対策としては措置がしよといふ考へております。ただこれが非常に長期にわたつて操短をせざるを得ないというときには、これは根本的に運用の対策というところで考へざるを得ない、さういふ考へております。

○加藤（鐵）委員 石原企業局長の考へは根本的に間違つていないと思ひます。ただこの生産の制限によつて完全に失業者になれば、それは労働基準法によつて失業手当も一定の期間もらえるわけですが、また場合によつては、それが多数になれば失業救済事業も政府の措置によつて起し得ると思ひます。が、今企業局長がおつしやつたように、おそろしくさういふ場合に、中小企業者でございましてから賃金の不払い、遅払いが相当起ると思ひます。今企業局長は、さういふ法的な措置が講ぜられておると、さういふ場合には解決が楽であるとおつしやいましたが、私はむしろ逆に、さういふ法律によつて生産制限をするのであるからやむを得ないといふことで、これがやはり遅払い、不払いの口実になるのではないかとこの法律は業者を救うためのものであるといふことでありますけれども、し

○加藤（鐵）委員 石原企業局長の考へは根本的に間違つていないと思ひます。ただこの生産の制限によつて完全に失業者になれば、それは労働基準法によつて失業手当も一定の期間もらえるわけですが、また場合によつては、それが多数になれば失業救済事業も政府の措置によつて起し得ると思ひます。が、今企業局長がおつしやつたように、おそろしくさういふ場合に、中小企業者でございましてから賃金の不払い、遅払いが相当起ると思ひます。今企業局長は、さういふ法的な措置が講ぜられておると、さういふ場合には解決が楽であるとおつしやいましたが、私はむしろ逆に、さういふ法律によつて生産制限をするのであるからやむを得ないといふことで、これがやはり遅払い、不払いの口実になるのではないかとこの法律は業者を救うためのものであるといふことでありますけれども、し

○加藤（鐵）委員 石原企業局長の考へは根本的に間違つていないと思ひます。ただこの生産の制限によつて完全に失業者になれば、それは労働基準法によつて失業手当も一定の期間もらえるわけですが、また場合によつては、それが多数になれば失業救済事業も政府の措置によつて起し得ると思ひます。が、今企業局長がおつしやつたように、おそろしくさういふ場合に、中小企業者でございましてから賃金の不払い、遅払いが相当起ると思ひます。今企業局長は、さういふ法的な措置が講ぜられておると、さういふ場合には解決が楽であるとおつしやいましたが、私はむしろ逆に、さういふ法律によつて生産制限をするのであるからやむを得ないといふことで、これがやはり遅払い、不払いの口実になるのではないかとこの法律は業者を救うためのものであるといふことでありますけれども、し

○加藤（鐵）委員 石原企業局長の考へは根本的に間違つていないと思ひます。ただこの生産の制限によつて完全に失業者になれば、それは労働基準法によつて失業手当も一定の期間もらえるわけですが、また場合によつては、それが多数になれば失業救済事業も政府の措置によつて起し得ると思ひます。が、今企業局長がおつしやつたように、おそろしくさういふ場合に、中小企業者でございましてから賃金の不払い、遅払いが相当起ると思ひます。今企業局長は、さういふ法的な措置が講ぜられておると、さういふ場合には解決が楽であるとおつしやいましたが、私はむしろ逆に、さういふ法律によつて生産制限をするのであるからやむを得ないといふことで、これがやはり遅払い、不払いの口実になるのではないかとこの法律は業者を救うためのものであるといふことでありますけれども、し

○加藤（鐵）委員 石原企業局長の考へは根本的に間違つていないと思ひます。ただこの生産の制限によつて完全に失業者になれば、それは労働基準法によつて失業手当も一定の期間もらえるわけですが、また場合によつては、それが多数になれば失業救済事業も政府の措置によつて起し得ると思ひます。が、今企業局長がおつしやつたように、おそろしくさういふ場合に、中小企業者でございましてから賃金の不払い、遅払いが相当起ると思ひます。今企業局長は、さういふ法的な措置が講ぜられておると、さういふ場合には解決が楽であるとおつしやいましたが、私はむしろ逆に、さういふ法律によつて生産制限をするのであるからやむを得ないといふことで、これがやはり遅払い、不払いの口実になるのではないかとこの法律は業者を救うためのものであるといふことでありますけれども、し

かしながらその生産制限によつて工場からだん／＼と優良な職工が離れて行くといふことは業界にとつても重大な問題でございまして、その点について何らかの法的な措置が必要ではないか、その場合の資金の融通ということややはり特別に考へられなければならない問題は解決しないと思ひますが、その点どういふふうにお考へになりますか。

○南委員 お答えいたします。組合の事業を単に生産の調節からこれに附帯するといふことに限定をいたしましたので、今加藤さんの御不満があつたのだらうと思ひます。この点につきましては、私はもう少し少く組合の事業を広げてやつたらいいのではないかと考へておるのであります。結局中小企業者の安定と申しまして、中小企業者のほんどうの気持はやはり長くその事業をやつて、それによつて自分のいわゆる生計を維持して行くといふのが建前でありまして、生産制限のために優良な職工等をすぐ職場から出すといふようなことはしないものと私は考へておるのであります。しかも今石原政府委員が答弁いたしましたように、元来生産制限などというものは万全な措置ではないものであつて、一時のいわゆる方便であります。従つて業界が安定すればまた生産を増して行くといふことになりまので、多少のいわゆる失業問題は起るものと思ひますが、御質問のやうに根本的には起きて来ないのではないかと、かように私は考へておる次第であります。

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

を御聞になつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

○加藤（鐵）委員 どうも私は時間が足りないけれどもさういふ一時のそれがれを答弁しておられたのでは質問せざるを得ないわけですが、今さういふ事態はあまり起らないとか、それから長期にわたつて生産制限をするようなことはないとおつしやいましたけれども、しかしさういふ事例が今までだつてずいぶんあつたことは御承知だらうと思ひます。たとえばこの春深刻な問題を起しました福井地方の人絹の非常な不況の問題につきまして、あの当時労働組合からいろいろ陳情があつたことをお聞きになつたことと思ひます。職を離れて、さうして女工はカフエーの女給になるというふうな者がたくさん出ておる。男工は失業保険が十分に支払われないので、路頭に迷つておる。こ

案の目的から、先ほど御説明申し上げましたような御返事を申し上げたのであります。私も御質問と同じような心配を持っております。日本経済が世界経済の一環として、これから狭い島にもかく過剰人口をかかえてやつて行くということになつて参りますならば、いろいろ面に相当むずかしい問題が起きて来る。労働問題や何か、その一つであるということは御質問の通りだと思ひます。もちろん政府においても、そういう問題についてはおそく積極的に解決するように努力することと思ひますが、この法案の考へ方は、繰り返して申し上げますが、ほうつておきますならばみにつぶれてしまふ、あるいは必要以上につぶれてしまふ、あるいは必要以上の出血が起きますから、そういうものを避けるため、一つの方便として生産制限をやるのだ、こういうところに意味があるのでありまして、その問題から起きて参ります労働関係の点につきましては、私はまあ加藤さんが今そこで取上げられましたようなそういう大きな問題にならぬためにこういうことをやつて行くのだ、この御返事申し上げるほかにいのでありまして、できるだけ最小限に食いとめるためにこういうことをやるのだということを御返事申し上げたのであります。

○加藤(鑑)委員 答弁の十分でない問題は、またあとの機会に御質問するとして先に進みます。二十八条の問題ですが、第二十七条の第二項の問題はいわゆる独占禁止法に抵触する問題で、そこで公取委員会に協議しなければならぬということになつております。公取の委員会としては、この問題をどう

いうふうにお考えになりますか。協議を受けた場合には、どういう方針でこの問題を処理せられるかという問題と、それから協議がととのわないというふうな事態になつたならば、これはどうなるかということについて、公取の方と提案者からお答え願ひたい。

○板根説明員 お答えいたします。協議がございます場合には、十六条の二項に認可基準がございますが、それを公正取引委員会といたしましても考慮いたしまして認可に同意したい、こう思つております。それから協議がととのわないということになりますれば、これはよくいろいろ事情を勘案いたしまして、独占禁止法の建前から見まして、その認可の内容が不当に差別的である、あるいはそこに書いてあります「最小限度の範囲を越える」というような点をよく検討いたしまして、この点につきましてはよく通商産業省とも話し合ひをして、なるべくそういう事態の起らぬようにと考えております。

○南委員 お答えいたします。これは、こういう組合の性質上、独禁法なり事業者団体法の大きな例外になつて参りますので、この場合の協議のうちにはいろいろ種類があると思ひます。調整規定の認可、変更というふうな場合あるいは二十七条の勧告というふうな場合には、公取のむしろ積極的な協議のうちの一番強い同意がなければこれはやるべきではないのじやないか、こういうふうな考えております。その意味におきまして、もし疑いがあるならば法案を訂正してもいいのじやないかというふうな考えております。

○加藤(鑑)委員 もう一つ最後に承りたいことは別表の問題ですが、今山手

委員からもいろいろ御指摘になりました第二条に該当する中小企業というものは、私は相当あると思ひます。しかも一方において、山手君も指摘されたように非常に問題のあります綿織物等を入れて、はつきりしたものが実際には、入つておらないと思ひます。そういう点は十分調査されたのかどうか。たとえば先ほど山手君も指摘された陶磁器の問題ですが、陶磁器などというものは明らかにこの範囲に入るものではないかと思ひます。そういうものが入つておらないという二条の規定に該当するものがほかに相当あると思ひますが、一体その点十分調査されたのか。どういう機関によつて調査されたのか、提案者に伺いたいと思ひます。

○南委員 お答えいたします。御承知の通り二条の規定の仕方は、客観的標準の上に、もう一つ客観的標準を基礎にして主観的判断が入つておるわけでありまして、そこで私たちが考えました場合にはおきましては、別表に掲げるようなものが中小企業の面で、しかも相当長期にわたつてこれをやつて、しかもこういうふうな不況が当分の間回復の見込みがないというふうなことを考へて掲げたのであります。私も法案をつくる際におきまして、提案者はみな、陶磁器などもそういうもののうちのひとつではなからうかと考えておつたのです。が、なお陶磁器の中にはいろいろな問題があるということで、調査がこの法案を提出するまでに完了しておりませんので、疑いを避けるために掲げなかつたのであります。法案審議の途中におきましてその問題がはつきりさへすれば、これを載せることにつきましては

は、提案者としてはいささかも異存がないのであります。

○加藤(鑑)委員 そういう問題を十分調査せずしてこの法律をつくられたということに、私は不備があると思ふのです。一体、陶磁器にはいろいろな問題があるとおつしやいましたが、どういふ問題がありますか。

○南委員 お答えいたします。陶磁器につきましてはその種類が非常に広いといふようなこともありますが、それから生産制限をする、出荷数量を制限をすることを申しましたもの確にそういうこともありました。それでいろいろ種類に従つてもう少し調べていただいで、そうして實際上別表に掲げる必要があれば修正して別表に掲げたいといふつもりで、会期も非常に迫つて参りましたので、急いでこの法案を出したような次第であります。

○加藤(鑑)委員 いろいろな種類があるとおつしやいましたが、たとえば食器類のはかに衛生陶器であるとか、磁子であるとかいうようなものがあるかというお話であらうと思ひます。もしそういうものがあるために該当しないといふならば、衛生陶器であるとか磁子であるとかいうようなものは、企業の状態においても、比較的小企業ではございませぬ。大企業でなければできないものでありますし、またいわゆる需要の關係におきまして、また陶磁器という点で同一業種としてつながつておられるだけでありますからして、場合によつては政令でそういうものを切り離して食器類にのみ限つてもよいのではないかと思ふわけです。今

非常な不況にあるという点は陶磁器も他の業種に劣らない。しかも非常な長期にわたる不況でありまして、その点はおそらく皆さん御承知と思ふ。しかもその調査が十分できておらないといふならば、どこで調査されておるか。おそく通産省であらうと思ひますので、その点について、なぜ通産省がこれに同意されなかつたのか。同意されなかつたとするならば、その点を承りたい。

○徳永政府委員 お答え申し上げます。結論として私の感じを申し上げます。陶磁器については、もう少し時期を待たしていただいた方が適當ではなからうかといふふうに感じしたのであります。どうしてさういふ考え方をしたかといふことを申し上げたいと思ひます。御承知のように陶磁器業界は輸出依存度も非常に多い業界であり、また業界の内部構成も非常に複雑な業界であるわけでありまして、最近の陶磁器業界の非常に困つておる問題点と申しますものは、御承知の通りインドネシア貿易がストップの状況にあるという影響が非常に大きく響いておりますし、また対米輸出の問題につきましては、アメリカの消費部門の景気の若干の後退が、あるいは目先の問題としては、現実化しておられますけれども、関税の引上げ問題が、陶磁器業界を脅かしておるような状況になつております。そういう問題が、陶磁器産業のうち輸出依存度が過半数を占めておるといふ状況から、その成行きの方が陶磁器業界については非常に大きな問題であるといふ実態にあるわけでありまして、その状況に對しまして、この法案は生産調節という対症療法を考えておるわけで

す。原因がさようなところから大きく来ておる業界に、この生産調節という形が適当な対症療法になるかという点に、若干の疑問を持つたのが根本であります。私どもとしましてはその根本的な輸出の障害を排除するためにはあらゆる努力をしておるつもりでありますし、関税問題なりあるいはインドネシアとの通商再開の問題につきましましては、陶磁器について特別の配慮をしていただくようにできるだけのことはしておきますから、当面その問題に主力を置いて行けば、その成行きは必ずやある程度よい影響が現われるというふうに考えております。

〔多武良委員長代理退席、中村委員長代理着席〕

そのよい影響が現われた結果の陶磁器業界の姿、その姿を前提としてさらに生産調節という問題が必要になつて来ると思ひますので、そういう輸出の障害が排除されてよくなつた、その影響が業界にある程度浸透した姿において、本法による調整組合というふうな方策が行われるのが適当である。今の大きなインドネシア貿易がストップしておる状態のもとにおいての業界の組織化ということは、むしろ先になつた場合に、マイナスの面も起りはしないかということも、私どもとしては考えられるわけです。なお最初に申しましたように、陶磁器業界全体として、本法について十分の理解を持つてもらひまして、この法案をよく考え、主として陶磁器業界の現実の姿と照し合せて、この法案の意図しておる目的、行動範囲についても必要があるというぐあい、全体の機運もまたまつて来るというふうなことを前提と

して、この業種の追加というふうなことも考えた方が適当ではないか、そういうことを私どもに考えさせますほどに、陶磁器業界は複雑な要素を含んでおるわけでございまして、さうな点でも、現状は少くともまだそこまですつていないという感じでございます。それからこれ考えてみますと、若干の時間をかけております間に、インドネシア貿易の通商再開の問題も目鼻がつくと思ひますし、対米貿易の影響、関税問題等も目鼻がつくと思ひますし、若干の時間をかす間にその前提条件が整いますれば、その整つた場合の事態において、本法を適用すべきかどうかというふうに考えることの方が適当ではないだらうかというものが、事務当局としてしまつたの考え方でありまして、もちろん本法は議員提案でありますので、国会におきまして、お前たちの言つておることは少し気をまわし過ぎておるというふうなことになるやうなれば、入れられたあとにおける運用の問題として私どもも考えてみたいと思ひますけれども、私どもも事務当局に、今すぐこれを入れるがいいかどうかというお尋ねに對しましては、私どもはもう少し若干の時間をかしてきめていただいた方がいいのではないかと。もちろん陶磁器は、基本的には国の援助によらなければ安定したいむずかしい業態であることは、十分私どもも感じておるわけでありまして、現実の目先の問題としては、先ほど来お話し申し上げましたやうに考えておる次第であります。

○加藤(鐵)委員 輸出の關係で今日の陶磁器の不況は近く打開できるというやうな今の雑貨局長のお話ですが、私はそんなものならば問題ではないと思ひます。たとえばインドネシアとの通商交渉がうまく行けばおつしやい、またが、私はインドネシアとの通商交渉というものは非常にむずかしい問題を含んでおりますし、それが成功しまして、インドネシアへの輸出がある程度できれば陶磁器の不況は打開できるというやうな簡単なものではないと思ひます。その数量はきわめて限られた数量にすぎないと思つております。東南アジアの市場のポンドの問題、ポンドの信用下落の問題と、また自立経済の影響を受けたいわゆるポンド圏のいろ／＼な不況の問題を考えますときに、南方貿易、雑貨貿易といふものはそんなによくならないと思ひます。これはおそらく何人もさういう結論に到達すると思ひます。

それからアメリカの関税の引上げがうまく解決するといふやうなお話でありました。これは私もおそらく関税引上げの事態にならないで済むであらうという見通しを持つておりますが、しかしながらアメリカに輸出される陶磁器といふものはほとんどデイナー・セツトに限られ、その他の中小メーカーのつくります陶磁器といふものは幾らも行つておらないので、その影響というものはそんなに大きな問題ではないわけですね。現在まだ関税が引上げられておらないのにどうした不況にあるわけですから、私は今徳永局長のおつしやつたやうな問題が陶磁器を入れることの困難な原因ではないと思ひます。複雑な事情とおつしやいと思いますが、一休何が複雑な事情かといふことを承りたい。これはおそらく大メーカーから横やりが入つて、あらゆる条件に合致しておるのにさういふものに制肘され

ておるのだと思ひます。そうして法律の条文以外の制肘を受ける、まづたは法文の表面には現れておらない陰の制肘を受けるというところは実にけしからぬ話だと思つておられます。だから複雑な事情とおつしやいしましたが、私にはその複雑な事情といふものはわかりません。徳永局長自身は御承知になつておるかもしれませんが、私にはわからないのです。もし大メーカーの横やりが入つていたとしてもそれ以外には陶磁器界には複雑な事情はないと思ひます。私はさういふ点からこの際陶磁器のごときものは当然代表的な中小企業として入れるべきだと考えております。大体さういふものはほかにもあるやうかと思ひますが、先ほどの山手君との質疑応答を見ておりました。ここに規定されたものが単に陳情を受けたといふやうなことで入れておるのではないかと。疑いを持つわけでありまして、提案者の調査不十分とみずから告白された点から考えても、さういふやうなことでさういふ法律を適用すべきではないと思つておられます。その複雑な事情といふことをもう一度徳永局長から具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○徳永政府委員 お答え申し上げます。陶磁器の業界が複雑だと申しましたことは私の感じでありまして、御存じのごとく昨年の八月私雑貨局長になりましてからいろ／＼と問題が起つております。たとえばインド貿易の問題等にしても、業界の複雑さといふことは、全体の組織的な意思が表明されるやうな形になつていないところ、にわれ／＼の扱い上のむずかしさがあるわけでありまして、さういふ過去の経験からも来ておるわけでありまして、本法に關します限りにおきましてはただいま加藤先生からお話のありましたやうに、大企業からの本法を適用すべからずといふやうな発言もあつたように思ひます。また中小企業からの入れてくれという発言も、実は私どももよく初めて聞きましてさうなわけでありまして、実は私も先月上旬に名古屋に参りまして、陶磁器の業者といふ／＼な問題について二日間におわたつて懇談会をやつたのであります。またその二週間ほど前には私の方の雑貨課長、窯業課長が現地に参りましてさういふ方々とお会いしてあるわけでありまして、さういふ際には一つの問題は提起されておりました。私の複雑さと申しましたのは、陶磁器業界が輸出の面で市場を異にする、従つてその關係でメーカーも異なり、あるいはメーカーにも生産の分野がいろいろと異なりまして、素地の段階、染つけの段階といふやうなことで、あるいは輸出と内需というやうな段階とか、おのずから用途が広汎である關係に基因すると思ひますが、それだけに陶磁器業界の一種のまとまりといふものに非常にむずかしさがあるのをごさいます。さういふ面でも陶磁器に關しますある種の業界の意見といふものが、実情に即した意見であるかという判断においては、非常に慎重を期さざるを得ないという過去の経験からの感じを申し上げたわけでありまして、それ以上何ものでもないことをお答え申し上げます。

○加藤(鐵)委員 どうも徳永政府委員のおつしやることは抽象的でよくわかりません。あなたの経験は二年ださう

ですが、私ももう陶磁器業界の中に三十数年は少くとも関係しておりますのでよく知っております。あなたのおつしやるように複雑な事情はございません。ただし、愛知県の業者と岐阜県の業者との意見が対立する場合は、大メーカーと小メーカーの意見が対立する場合、そういうようなことをとき／＼あなたのごほうへ持つて来て、あなたをてこずらせているのではないかと思います。そんなことは大して問題ではないと私は思うのであります。輸出が過半を占めているとおつしやいましたが、それならばほかの繊維物でもその他のものにあげられている業種にもそういうものはたくさんあると思います。そういうことが理由になるとしますならば、私は提案者の方から輸出と内需との関係、それから二条に合致するところの三分の二以上が中小企業であるという問題、生産数量が二分の一以上であるという問題、その他いろいろの危機に直面しているという問題を数字をもつて示してもらいたいと思います。そういう漠然としたことで一つの業種を入れないというようなことをせられるならば、私はこの法律というものはむしろ大きな弊害を生ずると考えるわけであります。徳永局長ははなはだ自信のない態度で今御説明になったと思ひますので、その考えを改めていただけたらと思ひます。先ほどの山手君も陶磁器のこととはよく知つておられるので、この問題を主張されました。ここにおられる多武良君もやはり陶磁器の関係者でありますからして、強く主張しておられます。私も業界をよく知つてゐるものは各委員ともこの問題については意見が一致しておりますし、また業者からの陳情がないとおつしやいます。陳情がないから入れないというのと自体が私ははなはだどうも提案者はとにかくといたしまして、その所管の通産省としてははなはだ不見識であると思ひます。しかも業界からはわれ／＼のところには陳情が来ております。陶磁器がはずされたというので、これはたいへんだと岐阜県、愛知県、三重県の各業者の団体からぜひ入れてもらいたいという陳情が来ております。だからそういうような問題はこれは一々検討しておればあなたの御心配の点はなかりうと思ひます。私は時間もありますので今日はこの程度にしておきますけれども、どうも徳永局長のおつしやつた理由というのは、はなはだ抽象的でよくわかりませんが、おそらくこれはあまり深い根拠のないものであろう、ただいろいろ最近問題が出て来ているので、局長が非常に心配しておられるにすぎないと私は思ひます。そういう問題は、この法律を施行する上において大した障害とならない問題ではないということ、局長もあらためて認識していただきたといううことを申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○中村委員長代理 午前の会議はこの程度にいたしまして、午後は一時半から再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩
午後二時三十二分開議
○中村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

貿易に関する件につき調査を進めま

す。質疑の通告がありますからこれを許します。山手満男君。

○山手委員 貿易の面について外務大臣及び通産大臣にお伺いをしたいと思ひますが、まず外務大臣にお伺いをいたします。

先般来例の中共貿易の問題が具体的にいろいろ議論をされておるのであります。外務委員会における外務大臣の答弁と、この通産委員会における通産当局のいたしておられます。例のバトルと食いついておられます。例のバトル法の線を日本がどういうふうに進んで行くかということなのでございます。が、中共貿易に対してどういうふうな考えでおられるか、外務大臣は、日本としてはさらにあれ以上強化して行くのだというふうな考えのようにも一部伝えられておりますが、もう少し詳細に御説明をお願いしたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 元來中共地域に対する貿易の制限は國際連合の勧告によつて行われたものであります。その目的とするところは、朝鮮の事態を早く終らせるために中共側に戦力となるべきものをできるだけ与えないという方針であります。われ／＼としては朝鮮と最も近い地域にあるのであつて、朝鮮の事態の変化はただちに国内の事態にも変化を及ぼすような状況にあるのであります。朝鮮の事態の一刻も早く収まることを希望するのは当然であります。その趣旨からいへば、できるだけ限られた中共側の戦力となる要素を与えないようにすることが適當なのであります。すでにこれは國連で定めておるのであります。従つてわれ／＼の立場からいへば、この中共に対する輸出

の制限はできるだけ強化すべきものにするのが適當であらうと思ひます。一方において日本の對外貿易をどうするかという問題はむしろありますけれども、これはこれで別個に考へて、できるだけこのことをすることが必要であり、地方においては、日本の國の安危にもかかわる重要な問題であります。から、かりに多少の犠牲は忍んでも輸出制限は強化すべきものであると私は考へておるのであります。しかしこれは自由國家群の足並がきちんとそろつたところで値打があるものであります。から、もしできれば自由國家群にも強化するように足並をそろえてもらいたいといふくらいに思つておりますけれども、實際問題としてどうなるかは別問題であります。中共に対する輸出制限は緩和しないということが政府の原則でありまして、この点は通産大臣とも意見の相違は全然ありません。その緩和しないという大きな枠の中で、現行の別表による輸出の制限品目にごほご等がありますれば、これを調整することは通産当局として適當にやらせてしかるべきと思ひますけれども、緩和する目的をもつてこういうごほごを調整するのではないという点も通産当局と意見は一致しております。

○山手委員 よくわかりました。中共に戦力を与えないことが望ましいという外務大臣のお話がよくわかります。が、それでは何が戦力になるのか、何が戦力を向うに与える物ではないのかというところになると、非常に議論の余地があると思ひます。そういう一つの判定の基準になるものが私はバトル法の線であると思ひます。アメリカの議会においては例の修正案が上程

されましたが、バトル法をさらに強化して禁止を拡大して行く必要はないという線がアメリカにおいても取上げられてゐる。自由國家群の中核であるアメリカの議会がそういう決定をいたしたわけでありまして、これは大體世界の線であると考えてもいいと思ひます。ところが日本の通産省でやつてゐる別表による制限を見ると、私もバトル法の線をさらに強化した例のケム修正案くらいのところまで行つてゐるのではないかと気がするのであります。が、外務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 ただいまのお話も一理あることではあります。しかし法案自体の意味から申しますと、バトル法制定の目的はアメリカの軍事援助と受けてゐる國を對象としてゐる。中共に対する輸出の制限は、これとは別個に、アメリカの軍事援助を受けてゐる國であつてもなくとも、いやくも國連に加盟してゐる國及び加盟してゐない國連の憲章に賛成してゐる國々に対して、できるだけ限り朝鮮の事態を早く終らせるために輸出制限を中共地域に行ふべしという勧告をし、これを實行してもらつておるのであります。趣旨においては非常に似たような結果が實際に出て来ましたが、直接の関係は非常に薄いのではないかと思ひます。またバトル法にもありますが、北大西洋条約締結國の中にも別個に相談して定める禁止品目等がありますし、われわれの立場からいへば、朝鮮の事態にかんがみていろいろの見方はあります。標準もいろいろあると思ひますが、これは關係各國と相談いたしましたので、これ／＼の物は出さぬ

うに行きまして、向うの実情もよく話し合つてみて、こちらの状況も話し、そうしてなお輸入すべき品物等がどの程度あるか、これを現地においてよく調査して、その報告を待つて決定的な意見をきめたいと思つておりますが、貿易量をただ減らそうという考えではなく、むしろふやしたいのであります。が、ただその受取り勘定の増加ということが非常に心配になりますので、調整の問題に苦しんでおるような次第であります。

○山手委員 通産省の方は貿易についてはもちろん積極的であります。外務省の方が大蔵省もややそういう傾きがあるのであります。消極的だと考えられる立場をとつておられる。これは日本の産業経済の上からは非常に重大なことであります。たとえて言へば、今度の日本、インドネシア会議において、これは非常に重大な会議であります。業界人あたりもオプザヴァーでも随員でもよいから参加させてほしいという申出があつても、通産省の方は何とか骨を折つて業界人の意見を反映させ、いろ／＼向うの業者とも懇談するチャンスをつくつてやろうというような考え方を持つておるが、大蔵省あたりは、これは支払い協定だけだ、そういう手続の問題だけだから行つてもしかたがないのだということ、非常に手がたないというか、小さくお考えになる。万事がそういうふうであります。こういう点について、もつとオープンに、外務大臣が積極的な態度をとられることが望ましいように思ふのであります。この点についても外務大臣から所見を承りたい。それからあまり貿易じりが不均衡になつて来るために、日本とインドネシアとの貿易は困難だ、量が少くなつてしまうのではないというふうなお考えのようであります。

〔中村委員長代理退席、高木委員長代理理席〕

考え方によれば、私はこれを打開して行く道は幾つでもあるように思ひます。私がこの際お伺ひしておきたいと思ふことは、これは産業燃料政策とも関係があるのであります。先般からインドネシアの前外務大臣が日本にやつて来ておるはずであります。北スマトラのメダン付近の油田が向うのBPMの権利になつておりました。その期限が来て権利が消滅をいたして、そのために比較的向うは反英といふか、反オランダといふふうな雰囲気もあつて、戦前日本の帝国石油あたりが向うに進出をして、現に日本人が管理してうまくやつておつた関係もあつて、できれば日本の業者に北スマトラの油田の権利の切れたものを開発してもらいたい、こういう希望を向うからも述べて来ておるようであります。これはい／＼な関係から今日まであります。表裏にはならなかつたようでありますが、私はこの際日本から大いに輸出もする、そして日本人のプラント輸出や何かの意味を含めて、日本にはない物資を経済協力の建前からも推し進めるということが非常に大切だと思ふのであります。この点についてどうお考えか。実際に向うの意思もあれば外務大臣は推進をしてもいいというお考えかどうか、通産次官もおられますので、御両方からこの点について御説明をお願いしたいと思います。

○岡崎國務大臣 初めの御質問であり

ますが、外務省は決して消極的というわけではないのであります。これは各省によつておの／＼立場があります。から、通産省はできるだけ貿易の伸張ということをお考えのは當然であります。大蔵省側ではできるだけポンドの累積を防ぎたいという気持もよくわかるのであります。外務省はむしろその間に立ちまして何とか調整をいたしたいといふつもりでいろ／＼考えております。貿易の伸張ということもむろん重要視しております。私もいろいろためしてみればまだ貿易量の増大の方法はあると思つて、そう頭からだめだと考えているわけではありませぬ。今度の代表の首席で行く者は外務省の者であります。よく申し含めまして、できる限りあらゆる方法であらゆる方面に研究を進めて、何とか貿易量の増大をはかるように努力して行きたい。これは主として輸入の問題になつて来るのであります。そういうことを言つておるのであります。

経済協力の方の問題は、これは先般インドネシアの代表が賠償問題で来たときも、政府の方針として先方に伝えておいたのであります。でき得る限り経済協力は賠償とは別個に推し進めてみたいと思つております。またあらゆる努力をわれ／＼はしてみるつもりであります。このために日本政府に一時多少の負担があつてもこれは承知の上だ、というのは相手の国が繁栄すればそれによつてまた貿易量が増大して日本の利益になるのであります。か、一時金がかかつて、日本の犠牲が多少あつても、できるものは推し進めて行くべきだと考えて、先方に話したのであります。ただ氣をつけないけれ

ばなりませんことは、戦争前から戦争中の余波でもありましようけれども、いわゆる日本の経済的侵略といふか、エコノミック・インヴェイションとかエコノミック・インベリアリズムといふ点であらぬ誤解を招いている点もあります。あまりこちらから積極的な旗を振りまわして進むということは考えものなのであります。なるべくこの点は受身になりまして、先方の希望がありますれば、あらゆる努力をしてその希望に応ずるような措置を講ずるといふ實際的方法でやつて行きたい。日本政府の意向はインドネシア政府もよく承知しているものと考えております。賠償交渉の段階における話合ひについては、インドネシア側も非常にこれを喜んでおります。機会があればこの点は推し進めたいと考えております。

○本間政府委員 ただいま岡崎外務大臣から御答弁がありました。それで尽せておるかと思ひますが、担当の官庁であります通産省といつたにしても、いい話でもありますので、できるだけ推進をして参りたいという考えを持つております。

○山手委員 まことに私どももそうありたいものだと思います。石油の話は向うの方としても非常に希望をいたしておるようでございますし、特に通産省、資源庁を中心にして、外務省に積極的な援助をしてもらつて、片貿易を修正するような処置をこの際おとり願ひたい、こう思ひます。

さらに私は具体的に、また個人的にもよく聞いておりますが、ジョクジャカルタのサルタンが日本から紡績機械約五万錠を買入れて、ジョクジャカル

タにすえつけたといふことを言つて来ております。戦前にもジャワのガルー方面には日本からも持つて行つてすえておりますし、日本の産業経済、工業の実態をよく承知しておりますので、まじめにやつて来ておると私は考えております。こういう面についてこの際日本、インドネシア会議を利用してぜひ向うの意向を確かめていただいて、向うがほんとうに積極的に行つて来る意思があるならば、日本の業者も協力しやすいようにひとつ処置をしたと思ふのであります。その点について外務大臣及び通産大臣の御答弁をもう一度お伺ひしておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 私もお考え通りの氣持でおります。この点は今度行きま

す者にもよく申し含めてあります。

○高橋國務大臣 まことに私どももな御意見であります。この春参りました賠償問題の使節——これは使節の資格ではなく個人的にしようが、あるとき私に話しますのに、自分の開発はどうしても日本にたよるのが一番有利になつて来る、賠償もほしいけれどもそれ以上にそういうことがほしいといふことであつた。むろんわれ／＼日本としてもそういうことにはできるだけ努力して、あなたの国の開発をはかることは日本としても望ましいのであります。また何か一種の義務感を感じておると申しました。そのときその人の話に、日本との間に合弁会社のようなものをつくつて、その経営とか技術とかいふものは実際のところわれ／＼の方はとてもかなわないのだから、資本は普通の場合には五十対五十ということにして、社長だけはひとつ自分の

ませんか。——他に質問がございませ
んければ、本日はこの程度にいたし、
次会は来る十日午前十時より開会いた
します。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

10

100

10

100

100

100

10

10

100

100

100

100

10

10

10

10

•

100

10

印刷者 印刷